

都城盆地

土地改良区 だより

第10号

平成31年2月発行
都城盆地土地改良区
TEL:(0986)36-6710

高校生の木之川内ダム見学の様子



目次

- | | | | |
|-------------|-------|-------------|-------|
| ○理事長あいさつ | ・・・P2 | ○給水栓について | ・・・P6 |
| ○第11回通常総代会 | ・・・P3 | ○冬期の散水施設の管理 | |
| ○賦課金について | ・・・P4 | について | ・・・P7 |
| ○給水スタンドについて | ・・・P4 | ○新規採用職員紹介 | ・・・P7 |
| ○散水器具の紹介 | ・・・P5 | ○組合員の皆さまへ | ・・・P8 |



組合員の皆様へ

都城盆地土地改良区

理事長 島田 孝一

組合員の皆さまには、平素より都城盆地土地改良区の運営に格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、国、県、市町及び関係機関各位の皆さまには関連事業の推進並びに土地改良区の運営にご指導・ご支援を頂き深く感謝申し上げます。

冒頭からではございますが、昨年7月の西日本豪雨に続き台風被害に見舞われ、9月には北海道胆振東部地震が発生し、これらの災害で貴重な人命や財産が数多く奪われました。ここに、亡くなられた方々に心よりご冥福をお祈り申し上げ、被災された方々に心からお見舞い申し上げますとともに被災地の早期復旧、復興を心から願うものであります。

さて、農業を取り巻く情勢につきましては、農業者の高齢化、担い手不足による農業人口の減少等大変厳しい状況にあります。その結果として、農地の荒廃が進み、耕作放棄地が増えていることが現状です。さらに、台風や豪雨などの異常気象も深刻な問題の一つとなっています。それらの問題から農業を守っていくことが今後の大きな課題と考えております。我々、都城盆地土地改良区の管理している施設も、10月の大型台風の影響で一部停電や倒木等の被害に遭い、防災・減災対策により一層、力を入れての取り組みが必要だと実感致しました。

今後は、やる気のある能力を持つ担い手の育成が求められます。今の農業の姿を変えていく選択肢の一つが、畑地かんがい営農です。その為に畑かん営農を推進し、儲かる農業、希望のある農業にする必要があります。都城市では、平成25年に六次産業化推進協議会を設立し、推進体制を強化しました。六次産業化は都城盆地農業を大きく変えていく、新しい農業の姿であると考えます。我が国の食糧生産基地として位置づける大きな目標となり、意欲ある農業者が生まれると考えられます。都城盆地土地改良区が設立して10年の年月が流れました。昭和、平成と元号が変わり本年の5月には、新しい年号となります。都城盆地土地改良区の各施設においても、適切なる管理の強化に努め組合員の皆さまの要望にお応えしたいと考えております。都城盆地農業のますますの発展の為、役員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、引き続き組合員の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

第11回通常総代会

平成30年3月23日（金）午後1時30分より総代現在員数74名（定数75名）中45名の出席を得て、第11回通常総代会が行われました。

島田理事長による挨拶に続いて中山俊行北諸県農林振興局次長より祝辞を賜り、議長に第1区（都城市）の重山告男総代を選出して議事に入りました。提出された議案について慎重に審議され、全て原案のとおり可決されました。

※役職等は平成30年3月現在



議決事項

- 第1号 平成28年度事業報告及び収入支出決算並びに財産目録について
- 第2号 平成29年度一般会計収入支出補正予算について
- 第3号 平成30年度事業計画について
- 第4号 平成30年度賦課金及び徴収方法について
- 第5号 平成30年度給水スタンド使用料について
- 第6号 平成30年度役員報酬について
- 第7号 平成30年度一般会計収入支出予算並びに特別会計収入支出予算について
- 第8号 平成30年度一時借入金の最高限度額及び借入先並びに金銭預入先金融機関について
- 第9号 都城盆地土地改良区役員の補欠選任について

平成28年度収支決算

■一般会計収支決算

収入の部			支出の部		
項目	決算額	付記	項目	決算額	付記
1.組合費	3,956,530	賦課金	1.事務費	10,632,118	事務費・役員会費・総代会費
2.使用料	3,483,101	スタンド使用料・他目的使用料	2.管理費	73,125,748	施設管理費・基幹水利施設管理費
3.負担金及び補助金	23,091,000	運営負担金・管理体制整備費	3.財産費	4,660,230	退職引当金・基本財産積立金
4.受託費	58,457,790	管理委託事業・基幹施設管理事業	4.予備費	0	
5.雑収入	391,067	督促手数料・延滞金・預金利息			
6.繰入金	0				
7.借入金	0				
8.繰越金	3,641,306	前年度繰越金			
計	93,020,794		計	88,418,096	

※差引残額 4,602,698 円（平成29年度会計へ繰越）

平成30年度収支予算

■一般会計収支予算

収入の部			支出の部		
項目	予算額	付記	項目	予算額	付記
1.組合費	5,500,000	賦課金	1.事務費	14,295,000	事務費・役員会費・総代会費
2.使用料	3,700,000	スタンド使用料・他目的使用料	2.管理費	56,681,000	施設管理費・基幹水利施設管理費
3.負担金及び補助金	19,582,000	運営負担金・管理体制整備費	3.財産費	2,087,000	退職引当金・基本財産積立金
4.受託費	44,263,000	管理委託事業・基幹施設管理事業	4.予備費	200,000	
5.雑収入	215,000	督促手数料・延滞金・預金利息			
6.繰入金	1,000				
7.借入金	1,000				
8.繰越金	1,000	前年度繰越金			
計	73,263,000		計	73,263,000	

賦課金について

平成31年2月現在

科目	賦課基準		備考	
	種別	10aあたり年間		
組合費	組合費	100 円	県営事業完了地区に全筆賦課。 1組合員に対し合算して10a未満は100円。	
水利費	普通畑	2,500 円	水利用者に賦課	
	ハウス	加温機有		21,000 円
		加温機無		12,000 円
	育苗施設・雨よけハウス	6,000 円		平成29年度～31年度までは15,000円。 販売用野菜苗・観賞用作物含む。
	茶	防霜有		11,000 円
防霜無		6,000 円		

※賦課金は期限内に納入しましょう！！

★賦課金の納入に便利な口座振替をご利用ください★

口座振替をご利用頂ければ手数料はかかりません。
賦課金を支払いに行く手間・支払い忘れがなくなります。
振替前日には、口座の残高をご確認ください。
※口座振替について、ご不明な点がございましたら
当土地改良区までご連絡ください。

口座振替が可能な金融機関

- JA 都城
- 宮崎銀行
- ゆうちょ銀行（郵便局）

給水スタンドについて

科目	種別		金額	備考	
使用料	鍵式 (年間)	個人	3,000円	バルブ手動操作	申請が必要(下記の3箇所) ・森田原(野々美谷町) ・宮ノ原(三股町樺山) ・牧原(高城町大井手)
		法人	30,000円		
	コイン式 (1枚当り)	大コイン	100円	500ℓ自動給水	コインは土地改良区事務所で販売しています。 ※組合員以外は購入できません。
		小コイン	50円	250ℓ自動給水	

●給水スタンドをご利用の皆様へ

- ・共同利用施設ですので、使用者が責任を持って後片付けを行ってください。
- ・かん水や防除などの用水としてお使いください。(生活用水等の使用はできません。)
- ・薬剤を投入する場合は、給水スタンドのホースを抜いてから投入してください。
また、ホースを使って薬剤を混ぜないようにしてください。
- ・鍵式給水スタンドは、申込者以外の不正利用を防ぐため、使用後は必ず施錠をしてください。
- ・コイン式給水スタンドについて、汚れたコインは投入口詰まりの原因となりますので、きれいに汚れを落としてからご使用ください。

散水器具の紹介



・ロールカー

特徴

- 散水直径：約30m
- 最大散水延長：100m
- 設置が簡単で、水圧を利用し自動走行。散水終了後は自動停止。ホースは自動巻取。
- 畦幅、作物に応じて車幅、車高、走行速度、散水幅の変更が可能です。

・大型スプリンクラー（レインガン）

特徴

- 散水直径：約40m
- 広い範囲を短時間でかん水することに適しています。
- 単位面積当たりの必要台数が少なく、設置が簡単で省力的。
- コンパクト設計で運搬は簡単、保管も場所を取りません。
- 散水タイマーと組み合わせるとより効率的に散水できます。



・散水チューブ

特徴

- 散水幅：半径最大約8m（風向きや圧力によって変動します。）
- 播種後でも柔らかな散水が可能で、表土が流されず発芽が安定します。
- 穴が小さく詰まりやすいのでストレーナー（ろ過機）が必要です。
- 撤去の時にはチューブ内に残る水を排出してから巻くと楽に巻けます。

●散水器具貸出について

当改良区では、散水器具の使用を体験してもらうため、貸出を行っています。散水器具は次の通りです。

・ロールカー ・大型スプリンクラー（レインガン） ・スプリンクラー ・散水チューブ

貸出を希望される方は、ご連絡ください。

※貸出器具は数に限りがあります。ご希望に沿えない場合もございますのでご了承ください。

給水栓について



給水栓って
なーに？

しずくちゃん



給水栓

木之川内ダムの水を
いつでも畑で使うことができる
水道の蛇口みたいなものだよ！

～ 給水栓とは ～

- 給水栓の設置により天候に左右されず計画的な作付けが期待され、収量の増加にもつながります。
 - 水を必要とする色々な種類の野菜や果物、花きにわたり耕作の種類が広がります。
 - 現在事業中の地区は無償で設置が可能です。
- ※事業完了後の給水栓設置は全額自己負担になります。



かんたくん

★給水栓の適切な利用・管理をお願いします！

- 給水栓の開閉はゆっくり行ってください。
水を出す・・・（反時計回り） 水を止める・・・（時計回り）
- 全閉にしても水が止まらない場合は、小石等の異物の噛み込みが考えられますので、2～3度バルブを開閉して洗い流してみてください。
（※それでも止まらない場合はご連絡ください。）
- 使用しない時は必ずバルブをしっかりと閉め、給水マスの蓋をかぶせてください。
- トラクター等のひっかけによる漏水事故（給水栓破損）が度々起きています。
（※この場合、全額個人負担での復旧となります。）

修理をするまでの間、同じパイプライン上の畑では水利用ができなくなり迷惑をかけることとなります。

このような事故を防ぐ為にも、給水栓の位置が分かるように目印となるような物を立てておく等の工夫をしていただくようご協力をお願いします。



給水栓破損による漏水

【漏水が発生した際は、個人で復旧・修理する場合でも必ず土地改良区へ連絡をお願いします。】

すべての給水栓に右の札を設置しています。

- 県営事業完了地区（水利費を賦課している地区）で水利用をする場合は、申請が必要です。
 - 未使用での水利用は盗水となり、当該年度分の水利費を請求します。
- ※申請された畑には許可標（地番の書いてある白い杭）を設置しています。
- 県営事業実施地区（水利費を賦課していない地区）についても、水利用畑把握のため申請を行ってください。

お願い!

この給水栓から水を使用するには『給水開始申込』が必要です。使用を始める時は、必ず下記までご連絡ください。無断で使用されますと、組合員であっても『盗水』となりますので、ご注意ください。

都城市土地改良区
TEL：36-6710
都城市都北町5225番地5
（都城市役所都北町別館）

※この札は、すべての給水栓に設置しています。

冬期の散水施設の管理について

注意!

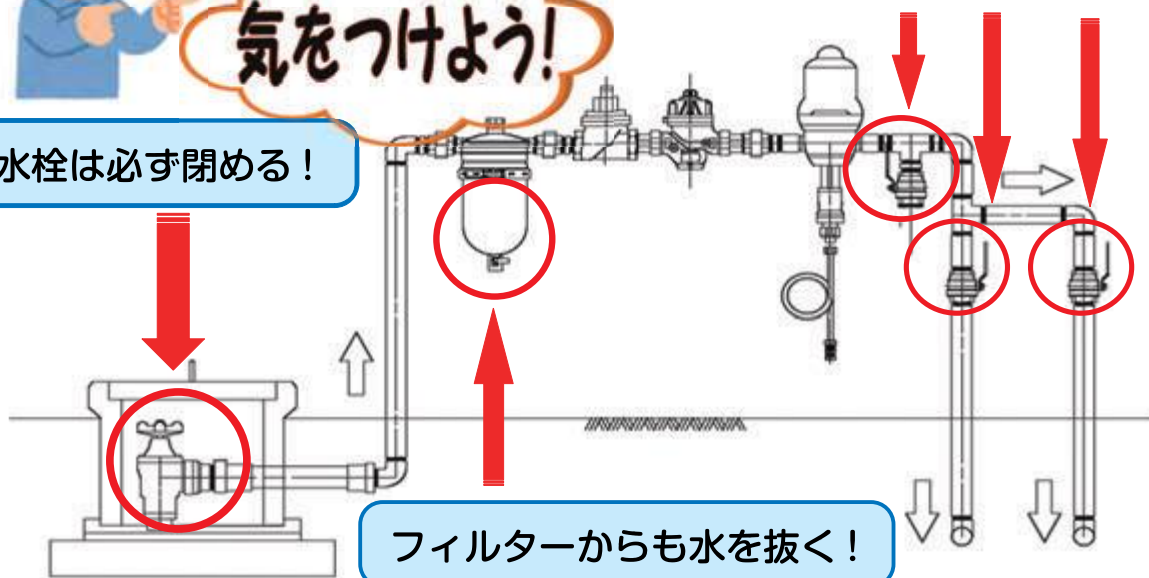
冬期に入り、散水施設が破損した事例が発生しています。
管内に残った水の凍結が原因となっています。
冬の冷え込む時期には使用後に必ず水抜きをし、バルブを半開にしてください。



気をつけよう!

すべてのバルブを**半開**にして水を抜く!

給水栓は必ず閉める!



フィルターからも水を抜く!

新規採用職員紹介

平成30年4月より新しく採用されました^{あんどうけいすけ}安藤圭祐です。
都城農業高等学校（農業土木科）を卒業後、
宮崎県産業開発青年隊に入隊し、専攻課程を
修了しました。

経験は浅く至らないことばかりですが、
出来るだけ早く一人前の技術者になれる
よう、先輩方、また組合員の皆様から
のご指導を頂きながら積極的な姿勢で業務
に取り組んでいきます。

都城盆地の農業発展のため、1日1日を大切に、組合員の皆さまに寄り添
った畑かんの推進、土地改良施設の維持管理に精一杯努めてまいります。

最後に都城盆地土地改良区の職員として自覚と責任を持ち、若さ溢れるフ
レッシュな笑顔で頑張りますので、よろしくお願いします。

**よろしく
お願いします!**



^{あんどうけいすけ}
名前：安藤圭祐
年齢：21歳

趣味：フットサル
ツーリング

好きな女性のタイプは、
明るく優しい人です。

組合員の皆さまへ

次のような時には、必ず土地改良区へご連絡ください。※書類の提出が必要です。

水の利用を開始するとき

●使用前に必ずご連絡ください。

水利用申請をしていない畑において、水を利用する場合には申請が必要です。また、申請した畑について次年度も水利用する場合は、再度申請の必要はありません。
※無断での水利用は、盗水となります。

水の利用をやめるとき

●水利用申請した畑において、利用をやめる際にご連絡ください。

休止の届出がない場合は、水利費の賦課が継続されますのでご注意ください。
※賦課通知書が届いてからの休止の連絡が多数ありますので、5月中旬までの届出をお願いします。

農地の取得及び喪失や組合員の変更があったとき

- 土地の所有権（売買・相続等）・耕作権の移動
- 組合員資格の変更（組合員の死亡や農業者年金受給による経営移譲等）
- 住所の変更

このような時は、土地改良法により組合員から土地改良区へ届け出るように義務付けられています。（土地改良法第43条第1項）※届出がなければ、前組合員へ賦課金が請求されてしまいます。

★法務局や都城市・三股町、農業委員会の届出だけでは土地改良区の台帳は変更されません。
必ず当土地改良区に届出をしてください。

上記の届出用紙及び口座振替依頼書は、当土地改良区以外に、『都城市役所各総合支所 産業建設課』・『三股町役場 農業振興課』
『都城市役所中郷地区市民センター』・『都城市役所志和池地区市民センター』にあります。
また、ご連絡いただければ必要書類を送付いたします。

ご注意を！！

農地を取得する時、その土地に滞納賦課金があるまま取得すると土地改良法第42条（権利義務の承継）により、新しく取得した方に滞納賦課金の納付義務が課せられますのでご注意ください。

ご意見、お問い合わせは・・・



都城盆地土地改良区

〒885-0004

宮崎県都城市都北町5225番地5

TEL：(0986) 36-6710

FAX：(0986) 36-6740

E-mail：jimukyoku@miyakonojo-bonchi.jp

URL：http://www.btvn.ne.jp/~m-bonchi.lid/

